

京都市いきいき市民活動センターの更なる進化に向けた 有効活用に係るサウンディング型市場調査

1 目的

京都市いきいき市民活動センター（以下「いきいきセンター」という。）は、市民公益活動、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、京都市市民活動総合センター（以下「総合センター」という。）を補完し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する施設として、平成23年から旧コミュニティセンターを転用し、指定管理者制度により市内13箇所で開催しています。

いきいきセンターは、総合センターのランチ機能を有しつつ、それぞれが独立した公の施設として、施設管理者を中心に、地域や施設利用者との『交流』、『協働』を通じ、それぞれが特色ある施設へと『進化』していく在り方を目指していくことをコンセプトとしています。

このいきいきセンターについて、令和2年3月に京都市市民活動センター評価委員会から今後の施設の在り方に関する答申「京都市いきいき市民活動センターの在り方について」が提出されました。答申において、「いきいきセンターが更に進化し、市民活動支援の取組を持続可能なものとしていくため、市民活動や地域活動の支援に意欲的な団体（市民団体、地域団体、NPO法人、企業等）の自由な発想に基づく柔軟な運営も検討を行うべき」との提案がありました。

そのため、いきいきセンターについて、公の施設としての運営に捉われない柔軟な手法も含めた様々な活用方法を検討するため、サウンディング型市場調査を実施し、幅広く提案又は意見（以下「提案等」という。）を募ります。

本調査により把握した提案等に基づく活用アイデアや市場性の有無などについては、今後の施設の在り方の検討に役立てます。

※ サウンディング型市場調査

公有財産の活用や民間活力導入の検討などを行う際、事業発案や事業化検討段階において、事業者等との対話を通じ、アイデアの収集や市場性の有無、実現可能性の把握を行うもの。

2 調査対象

京都市いきいき市民活動センター（北いきいきセンターを除く市内12箇所）

※ 施設の詳細については別添「概要資料」を参照

3 対象者（応募資格者）

いきいきセンターを活用した市民活動を支援・活性化する事業や、企業CSR、ソーシャルビジネスなどに関心のある民間事業者、特定非営利活動法人等

※ 個人の方の応募はできません。

4 本調査で頂きたい提案等

- (1) 市民活動支援を更に推進するための利活用策
- (2) 市民活動の拠点として更に活動を活性化する利活用策
- (3) 地域の活性化に資する事業を効果的・継続的に実施可能とする利活用策

※ ただし、次のいずれかに該当する提案等は除きます。

- ・ 暴力団の利益になるもの
- ・ 法令等に違反するもの、又はその恐れがあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの、又はその恐れがあるもの
- ・ 人権侵害となるもの、又はその恐れがあるもの
- ・ 政治性、宗教性のあるもの
- ・ 公衆に著しく迷惑をかけるもの、又は危害を与えるもの

5 提案等に当たっての留意点

- ・ 本調査は、あくまでアイデアの収集や市場性の有無、実現可能性の把握を行うために実施するものであり、この結果をもって、事業方針の決定や事業者の選定を行うものではありません。
- ・ 個別の施設ごとに応募してください。ただし、複数の施設の活用を前提とした提案等の場合はこの限りではありません。
- ・ 頂いた提案等に基づく活用アイデアや市場性の有無などに関する情報について、いきいきセンターの活用手法等の検討に係る協議等において活用する場合があります。
- ・ 提案等については、現行の土地利用規制を前提としないものも可とします。建築物や設備の改修も含めて構いません。
- ・ 現在は、指定管理者制度に基づき施設を管理・運営しておりますが、これに捉われない自由な発想でご提案いただいても構いません。
- ・ 提案等に当たり課題となる事項や、いきいきセンター全体に影響を与える事項（いきいきセンターの開館時間の変更等）がある場合等は、併せて記載してください。
- ・ 他の団体や企業等との連携を前提とした提案でも結構です。その場合、連携先イメージや連携内容は必ず記載してください。

6 調査スケジュール

- (1) 応募（提案又は意見）

ア 応募期間

令和2年5月29日（金）から令和2年7月31日（金）午後5時まで（必着）

イ 応募方法

「提案書（様式1）」及び「誓約書（様式2）」を郵送又は持込みにより連絡先所在地まで提出してください。

※ 参考資料等がある場合は同時に提出してください。

(2) 質疑の受付

ア 受付期限

令和2年7月17日（金）午後5時（必着）

イ 受付方法

「質問票（様式3）」を連絡先アドレスまでメールにて送付してください。

※ 応募に関係のない質問には回答できません。

(3) 対話の実施

応募期間にかかわらず、応募内容及び質疑内容に応じ、対話（ヒアリング等）を実施する場合があります。対話を実施する場合は個別にご連絡し、ノウハウ等の保護のため非公開で行います。

なお、対話を行わず書面での調査のみとさせていただく場合があります。

7 その他

- ・ いきいきセンターの詳細説明又は現地見学等を希望される場合は、個別に対応します。
- ・ 当該調査に要する費用は、事業者の負担とします。
- ・ 調査参加への対価、結果に対する報酬等はありません。
- ・ 提出書類の返却はできません。
- ・ 調査結果については、応募者に事前に内容の確認を行ったうえで、概要をホームページ等で公表します。
- ・ 応募者の名称及びノウハウに係る内容は、原則として公表しません。ただし、情報公開請求等、関連規定に基づき公開の対象となることがあります。

8 添付資料

- ・ 概要資料
- ・ 様式1（提案書）
- ・ 様式2（誓約書）
- ・ 様式3（質問票）
- ・ 「京都市いきいき市民活動センターの在り方について 答申」
（京都市市民活動センター評価委員会）

【連絡先】

担当部署：京都市文化市民局地域自治推進室

市民活動支援担当（市場，坂口，岩雲）

所在地：〒604-8751

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所分庁舎地下1階

電話：075-222-4072

E-mail：shiminkatsudo@city.kyoto.lg.jp